

環 整 第 935 号

令和7年12月26日

白保魚湧く海保全協議会

会長 新里 昌央 殿

環 境 部 長

(公印省略)

沖縄県浄化槽取扱要綱が定める浄化槽放流水の地下浸透放流に係る

公開質問状（回答）

平素より、環境行政に御理解を賜り感謝申し上げます。

令和7年12月10日に送付のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

質問1：

環境基本法第4条の規定内容については承知しております。浄化槽法や水質汚濁防止法などの環境法令における各種基準は、当該考え方に基づいて制定されているものと認識しており、浄化槽法における放流水の水質基準であるBOD 20mg/L以下、BOD除去率90%以上についても同様の考えで設定されているものと認識しております。

なお、浄化槽法において地下浸透放流は禁止されておりませんが、県においては未然防止原則の考え方に基づき、行政機関内部における内規である沖縄県浄化槽取扱要綱（以下、「県要綱」という。）において、行政指導として地下浸透を原則禁止としているものです。

質問2：

① 県要綱では、501人槽未満の浄化槽の放流水を地下浸透放流する場合は、浄化槽法で定める水質基準で放流することになります。浄化槽法においては、全窒素は放流水の水質基準に規定されておりませんが、浄化槽法で定める放流水の水質基準に適合していれば問題ないと考えています。

なお、排水基準は水処理施設の排水口における水質基準で、環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、その流域における様々な要因による影響を考慮する必要があります。宮古島市における調査（地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務報告書（令和3年3月））においては、宮古島の地下水に負荷された窒素の起源割合は、肥料と家畜糞尿が全体の60%程度を占めており、生活排水は約16%となっております。

- ② 501人槽以上の浄化槽は、水質汚濁防止法の特定施設に該当することを踏まえ、県要綱では、当該浄化槽の放流水を地下浸透放流する場合の水質基準をBOD 10mg/L以下、全窒素 10mg/L以下としており、浄化槽法の基準より厳しく設定していることから、問題ないと考えています。

質問3：

- ① 当該事例の場合、仮に地下浸透が行われたとしても、質問2の回答のとおり、水質基準以下であれば問題はなく、地下水によって希釈されて海域に流れ出ていくため、通常の浄化槽放流水の放流方法となっている道路側溝等を通して海域に流れ出る場合と同様に、サンゴ礁海域への影響が大きくなるとは考えられず、放流水の影響でサンゴ礁海域の水質が悪化するおそれはないと考えています。

- ② 質問3①のとおり問題ないと考えています。

なお、質問2①のとおり、浄化槽法において全窒素の放流水質基準は設定されていませんが、県要綱においては、501人槽以上の浄化槽について地下浸透放流する場合の水質基準をBOD 10mg/L以下、全窒素 10mg/L以下として定めているところです。

質問4：

- ① 浄化槽は、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理するものであり、浄化槽法では、浄化槽の規模に応じて設置場所や設置数を制限する規定はありません。
- ② 浄化槽法において地下浸透放流は禁止されておりませんが、下水処理場や集落排水施設においても地下浸透放流は規制されておらず、下水処理場については下水道法における水質基準（BOD・15mg/L以下）、集落排水施設については浄化槽法上の水

質基準（BOD・20mg/L以下）に基づき放流されるもので、また、いずれも処理人数の規模に応じて規制基準を厳しくしておりません。

一方、501人槽以上の浄化槽については、水質汚濁防止法の特定施設に該当することを踏まえ、放流水を地下浸透する場合の地下水への負荷をより低減するため、県要綱では、BOD 10mg/L以下、全窒素 10mg/L以下を地下浸透放流する場合の要件として、501人槽未満の浄化槽放流水を地下浸透放流する場合よりも要件を厳しくしております。